

2023 年度 C 日程

# 福岡大学法科大学院

## 法律専門試験

### 民法 民事訴訟法

#### 問題冊子（問題のみで4枚）

#### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## 第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕に答えなさい。

### 〔事実関係〕

- 1 Bは、福岡市城南区所在の建物（以下「本件建物」という。）の所有者である。
- 2 Xは、平成28年9月28日、Aに対して、30億円を、弁済期を令和1（平成31）年9月28日と定めて貸し付けた。
- 3 XとBは、平成28年9月28日、本件建物について、被担保債権をXのAに対する上記貸金債権とする抵当権設定契約を締結し、かつ、その旨の抵当権設定登記を経由した。
- 4 Aは、平成29年3月18日、約定利息の支払を怠り、上記の貸金債務についての期限の利益を喪失した。
- 5 そしてAは、翌平成30年12月に倒産した。
- 6 Bは、本件建物を複数の賃借人に賃貸し、従来の1箇月当たりの賃料の合計額は約700万円であったが、本件建物の全部をYに賃貸してこれを現実に利用する者についてはYからの転貸借の形をとることとし、令和1（平成31）年1月12日、本件建物の全部を、Yに対して、期間を定めずに、賃料月額200万円、敷金1億円、譲渡転貸自由と定めて賃貸し、同月13日、その旨の賃借権設定登記を経由した。
- 7 Cは、令和1（平成31）年4月19日、Bに対して7000万円を貸し付けた。
- 8 BとCは、その翌日である同月20日、本件建物についての令和1（平成31）年5月分から令和3年4月分までの賃料債権を上記貸金債権の代物弁済としてBがCに譲渡する旨の契約を締結し、Yは、同日、これを承諾した。この三者は、以上の趣旨が記載された債務弁済契約書を作成したうえ、これに公証人による確定日付（令和1（平成31）年4月20日）を得た。
- 9 Xは、抵当権に基づく物上代位として、BのYに対する本件建物についての賃料債権のうち令和1（平成31）年7月から令和2年3月までの9ヶ月分の賃料債権（債権額6500万円）の支払を求めて差押命令の申立てをおこない、債権の取立てに着手した（以下「本件請求」という。）。
- 10 これを受けて、福岡地方裁判所は、令和1（平成31）年5月10日、上記の抵当権者Xの物上代位権に基づき、BのYに対する本件建物についての賃料債権のうち上

記〔**事実関係 2**〕以下記載の債権に基づく請求債権額に満つるまでの部分を差し押さえる旨の差押命令を発し、この差押命令は、同年6月10日に第三債務者であるYに送達された。

11 なお、Xは、その後、Yの転借人に対する本件建物の転貸料債権について抵当権に基づく物上代位権を行使して差押命令を得たので、令和2年4月8日以降支払期にある分につき、上記賃料債権の差押命令の申立てを取り下げた。

#### 〔設問1〕

Xによる本件請求に対して、Yは、どのような反論をして対抗してくることが予想されるだろうか。

#### 〔設問2〕

Yの以上のような主張に対して、Xは、さらにどのような反論を展開して対抗してくることが考えられるだろうか。

## 第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

### 〔事実関係〕

1. A女B男は同棲する恋人同士であったが、同棲3カ月目にB男が不慮の交通事故で死亡した。
2. B死亡後1カ月が経過した頃、AはBの子Yを懐胎していることが判明した。今後の生活や保育に不安を感じていたAは、兄であるCに相談したところ、Cは子どもが欲しくてもなかなか出来なかった事情もあり、CD夫婦でYを育てたいと懇願し、Yを自分らの嫡出子として、虚偽の出生届出を行った。
3. 2年後、CD間に実子であるXが誕生した。XYは兄弟として養育された。
4. 20年後Cが死亡し、Cの遺産につき、遺言によりDが包括承継した。この際Yは自己の出生の経緯をAから告白され、同事実につきXも認識することとなった。
5. C死亡の翌年、Dも死亡した。特に遺言等残されていなかったこともあって、Dの相続について、その遺産をどのように相続するかにつきXY間で争いとなった。

### 〔設問〕

XはYに対して、YとCDとの間に実親子関係及び養親子関係が存在しないことの確認を求めて親子関係不存在確認の訴えを提起し、Yの相続権を否定し戸籍を訂正するとともに、Dの唯一の相続人として全財産を相続したいと考えている。

Xの請求は認められるか、Yの反論も想定しつつ検討しなさい。

### 第3問（民事訴訟法）

Xは、Yに対し、1000万円の貸金債権を有しており、そのうち300万円の支払を請求する訴訟(以下「第1訴訟」という。)をA地裁に提起した。

その後、Yは、Xに対し、売買代金700万円の支払を請求する別訴(以下「第2訴訟」という。)をB地裁に提起した。

Xは、Yの提起した第2訴訟において、Yに対する貸金債権のうち、係属中の第1訴訟で請求している300万円を超える部分を自働債権として、相殺の抗弁(以下「本件相殺の抗弁」という。)を主張したい。

Xが本件相殺の抗弁を主張することは許されるか。